

高梁市週休2日工事（営繕工事）特記仕様書

項目	特記事項
<p>「週休2日工事」の実施について</p>	<p>本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「通期の週休2日工事（発注者指定方式）」の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「高梁市営繕工事における週休2日工事実施要綱」に基づき実施するものとする。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 週休2日工事における「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日で、準備期間を除く。）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。この場合において、降雨、降雪又は猛暑による予定外の作業不能日を含むものとする。</p> <p>(4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(5) 「4週8休以上」とは、次に掲げる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）の算出において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。</p> <p>① 月単位の4週8休以上 対象期間全ての算定期間において現場閉所及び現場休息の合計日数を当該算定期間の日数から除算期間の合計日数を除いて得た日数で除した割合が、28.5%以上を達成する状態をいう。この場合において、算定期間のうち、暦上の土曜日及び日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない場合は、当該期間の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所又は現場休息を行うことで達成するものとする。</p> <p>② 通期の4週8休以上 対象期間中の現場閉所及び現場休息の合計日数を当該対象期間の日数から除算期間の合計日数を除いて得た日数で除した割合が、28.5%以上を達成する状態をいう。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画・実績表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。</p> <p>(2) 受注者は、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、計画表を提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を工事看板・仮囲い等で現場に掲示するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、計画表に現場閉所（現場休息）の実績を記入し、工事打合せ簿を表紙として、毎月初めに監督員に提出しなければならない。</p>

3 設計変更

(1) 監督員は、受注者が作成する計画表等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

(2) 通期の4週8休以上を前提に、補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において月単位の4週8休以上を達成した場合は、補正係数1.04により労務費を補正し、通期の4週8休以上を達成することができなかった場合は、補正係数1.00により労務費を補正し、請負代金額のうち労務費補正分を変更する。

4 履行報告書

週休2日工事を実施して、通期の4週8休以上を達成し、しゅん功検査に合格した受注者は、週休2日工事履行証明書を請求することができる。

5 その他

「高梁市営繕工事における週休2日工事实施要綱」及び計画表などの参考資料については、高梁市総務部監理課ホームページを参照するものとする。